

# 熊本市立託麻中学校PTA会則

## 第1章 総則

### 〔名称と事務局〕

第1条 この会は、熊本市立託麻中学校PTA(以下本会という)と称する非営利の任意加入団体であり、事務局を託麻中学校内におく。

### 〔目的〕

第2条 本会は、保護者及び教職員が協力して、会員の教養を高め、生徒の育成を増進し、教育環境の安全及び健全な発展に寄与することを目的とする。

### 〔方針〕

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- 一 本会は、教育を本旨とする社会教育団体として活動する。
- 二 本会は、営利を目的とせず、政党及び宗教に関与しない。また、会の正規の目的以外に会の名称及び役員の名を用いてはならない。
- 三 本会は、生徒の健全な育成等のために活動する関係諸団体及び機関と協力する。
- 四 学校の経営及び人事には干渉しない。
- 五 生徒を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、生徒の対応にいかなる差も設けない。
- 六 非会員に対し入会を強制せず、また、強制と受け取られないような運営を心がける。
- 七 本会会員が退会意思を示した場合、いつでも本会を退会できることとする。

### 〔活動〕

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の活動を行う。

- 一 会員の研修、相互理解及び親睦に関すること。
- 二 教育環境の整理及び充実に関すること。
- 三 会員及び生徒の福利厚生に関すること。
- 四 会の運営及び活動についての広報に関すること。
- 五 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員

### 〔会員の資格〕

第5条 本会の会員となる資格を有するものは、次のとおりとする。なお、本会会員は、南区PTA連絡協議会、熊本市PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

- 一 熊本市立託麻中学校の生徒の保護者(P会員)
- 二 熊本市立託麻中学校の教職員(T会員)

## 第3章 役員

### 〔役員〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 P会員5または、6名と教頭
- 三 庶務 若干名(内1名は教職員)
- 四 会計 3名(内1名は教職員)
- 五 監査委員 2名

### 〔任期〕

第7条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。補充した場合は、その残任期間とする。

### 〔選出〕

第8条 役員は、別に定める選考委員会の規則に基づいて選考され、総会の承認を得て決定する。但し、庶務及び会計役員については、会長が委嘱する。

### 〔任務〕

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。
- 三 庶務は、諸事務を掌る。
- 四 会計は、会計事務を掌る。
- 五 監査委員は、会務を監査し、総会に報告する。

## 第4章 機関

### 〔機関〕

第10条 本会に次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 運営委員会
- 四 各学級及び学年委員会
- 五 専門委員会
- 六 特別委員会（非常設）
- 七 監査委員会
- 八 選考委員会

### 〔総会〕

- 第11条
- 1 定期総会は、本会最高の議決機関で、毎年2回会長が招集し次の事項を処理する。
    - 一 予算及び事業計画
    - 二 決算及び事業報告
    - 三 役員承認（庶務及び会計を除く）
    - 四 会則及び規則等の制定及び改廃
    - 五 会費額
    - 六 その他重要議案
  - 2 臨時総会は、必要により会長が招集する。また、会員の十分の一以上の要求があれば招集する。
  - 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
  - 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。但し、運営委員会構成委員は議長になることはできない。
    - 一 議長は総会の秩序を保持し、議事を処理する。

〔役員会〕

第12条 役員会は、監査委員を除く役員で構成し各委員会と連携し本会事業を掌理し推進を図る。

〔運営委員会〕

第13条 1 運営委員会は、本会最高の執行機関であり、役員（監査委員を除く）、学校長、各学年委員長及び各学年主任並びに専門委員会委員長及び専門委員会担当教職員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の任務を行う。

- 一 総会議案の決定及び運営
- 二 各委員会提出案件の審議及び調整
- 三 予算の更正、補正及び臨時徴収金の決定
- 四 役員補充の決定
- 五 緊急事項の処理
- 六 細則及び内規の制定及び改廃
- 七 その他必要事項

〔学級委員会〕

第14条 1 学級委員会は、学級会員により互選された6名の学級委員及び担任をもって構成し、会員の福利厚生、連絡、広報及び研修並びに生徒の愛護及び健全育成等につとめる。

2 学級委員は、各学級より1～2名を選出し、学級長が学年委員長となった場合は、兼任する。

3 委員会は、学級長及び担任の合議により招集する。

4 任期は1年とし、再任は妨げない。

〔学年委員会〕

第15条 1 各学年委員会は、学級長と学年主任をもって構成し、家庭、学校及び地域に関する理解を深めると共に各学級及び学年の活動及び運営に協力し、推進につとめる。

2 委員の互選により正及び副委員長を選出する。

3 各学年委員会は、学年委員長及び学年主任の合議により招集する。

〔専門委員会〕

第16条 1 専門委員会は、教養、保健体育、広報、環境美化、強歩会及び生活安全の6委員会とし、各学級1名の委員及び担当教職員によって構成し、委員の互選により正及び副委員長を選出する。

2 各委員会は、次の活動を行う。

- 一 教養委員会は、会員の教養を高める研修等に関するを行う。
- 二 保健体育委員会は、スポーツ及び研修等をとおして会員及び生徒の福利厚生に関するを行う。
- 三 広報委員会は、PTA新聞の発行、会員間の連絡、広報及び研修等に関するを行う。
- 四 環境美化委員会は、学校及び地域の環境美化及び整備に関するを行う。
- 五 強歩会委員会は強歩会に関する全般を支援する。
- 六 生活安全委員会は、生徒の健全育成を図るため関係諸機関との連携を密にし、地域生活の環境改善及び研修等に関するを行う。
- 七 生活安全委員会の支援として「託麻パワーS」を組織する。

〔特別委員会〕

第17条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。委員の互選により正及び副委員長を選出し、任務が終われば委員会を解散する。

〔監査委員会〕

第18条 監査委員会は、監査に関する情報収集及び研修等につとめ、必要に応じ会計処理等について会長に対し助言及び指導をすることができる。

〔選考委員会〕

第19条 選考委員会は、別に示す「選考委員会規則」の定めるところによる。

## 第5章 運営

### 〔運営費〕

第20条 本会の運営経費は、会費、事業収益及び寄付金をもってこれに充てる。

### 〔会費〕

第21条 会員は、所定の会費を納入する。但し、会長が認められたものは免除することができる。

### 〔運用〕

第22条 本会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

### 〔会計年度〕

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第6章 付則

### 〔学校代表〕

第24条 校長は学校を代表し、全ての会議に出席し助言することができる。但し、表決にはくわわらない。

### 〔表簿〕

第25条 本会には次の表簿を備える。

- 一 会則（規則、細則及び内規等）
- 二 会員名簿
- 三 役員名簿
- 四 会計簿
- 五 資産簿（備品台帳）
- 六 記録簿（文章及び会報等）

〔個人情報保護〕

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

〔施行〕

第27条 本会則は、次の期日より施行する。

昭和57年4月24日

平成4年3月5日

平成5年3月5日

平成5年10月16日

平成8年4月1日

平成9年4月1日

平成10年4月1日

平成11年4月1日

平成13年2月28日

平成13年4月20日

平成14年2月27日

平成14年4月19日

平成15年2月27日

平成21年4月1日

平成23年4月1日

平成25年4月1日

平成27年2月24日

平成31年2月28日

令和3年3月11日

令和4年5月2日

## 熊本市立託麻中学校 P T A 選考委員会規則

### 〔構成など〕

- 第 1 条 1 選考委員会は、各学級 1 人と教職員代表 2 名によって構成し、委員の互選により正  
及び副委員長を選出する。
- 2 委員会は 5 月に発足し、任務が終われば解散する。

### 〔任務など〕

- 第 2 条 1 選考委員会は、次年度役員（庶務及び会計を除く）の候補者（次年度 1 年生の保護者  
を含む）を選考する。
- 2 委員長は、候補者の承諾を確認し運営委員会及び総会に報告する。
- 3 選考委員が役員に指名（選考）された場合は、その任を離れる。委員の補充はしな  
い。
- 4 選考委員及び運営委員は、選考活動等で知り得た個人情報にかかわる情報等を他に  
漏らしてはならない。

### 〔施行〕

- 第 3 条 本規則は、次の日より施行する。

平成 18 年 2 月 24 日に改定し、平成 18 年度より施行する。

## 熊本市立託麻中学校 P T A 個人情報取扱規則

### 〔目的〕

第 1 条 この規則は、熊本市立託麻中学校 P T A（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

### 〔責務〕

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### 〔管理者〕

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

### 〔取扱者〕

第 4 条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

### 〔秘密保持義務〕

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 〔収集方法〕

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。

〔利用〕

第 7 条 取得した個人情報、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 一 PTA 会費・共済掛金等の集金業務、管理業務、文書の配布
- 二 その他の文書の配布
- 三 役員・会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- 四 委員選出ならびに役員等の選考活動
- 五 その他の PTA 活動
- 六 広報誌等への掲載

〔利用目的による制限〕

第 8 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

〔管理〕

第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

〔第三者提供の制限〕

第 10 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

〔第三者提供に係る記録の作成等〕

第 11 条 本会は、個人情報を第三者（第 10 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 提供する対象者の氏名

- 三 提供する情報の項目
- 四 対象者の同意を得ている旨

〔第三者提供を受ける際の確認等〕

第12条 本会は、個人情報を第三者（第10条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 第三者が個人情報を取得した経緯
- 三 提供を受ける対象者の氏名
- 四 提供を受ける情報の項目
- 五 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

〔情報の開示〕

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

〔漏えい時等の対応〕

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

本規則は、平成31年2月28日より施行する。

令和3年5月14日改定

## 熊本市立託麻中学校PTA 託麻パワーS細則

### 〔組織等〕

第 1 条 1 会則 16 条第 2 項第七号の「託麻パワーS」の細則を定める。

2 「託麻パワーS」の会員は全PTA会員の中から公募する。

### 〔目的〕

第 2 条 地域等との連携を強化し、生活安全委員の活動を支援する。

### 〔活動〕

第 3 条 活動内容等に関しては、生活安全委員長と十分に協議し推し進める。

### 〔改廃等〕

第 4 条 本細則の改廃は、運営委員会で出席委員の過半数の同意を必要とする。

### 〔施行〕

第 5 条 本細則は、次の日より施行する。

平成 14 年 2 月 27 日

平成 27 年 2 月 24 日